

(別紙)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針） 本文（省略）	事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針） 本文（省略）

改 正 後										改 正 前																																																																																																																																															
別紙 1 取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会										別紙 1 取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会																																																																																																																																															
受付印 令和 年 月 日 税務署経由 国 税 局 審理課長（審理官） 酒 税 課 長 殿 事前照会者 <table><tr><td>②</td><td>住 所 ・ 所 在 地 （ 納 税 地 ）</td><td colspan="8">〒</td></tr><tr><td>③</td><td>（フリガナ） 氏 名 ・ 名 称</td><td colspan="4"></td><td>電話 番 号</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>④</td><td>法 人 番 号</td><td colspan="8"></td></tr><tr><td>⑤</td><td>人の代表者等 ⑤ 総代又は法人代表者等</td><td>住 所 ・ 居 所</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（フリガナ） 役職・氏名</td><td colspan="4"></td><td>電話 番 号</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>⑥</td><td>代 理 人</td><td>住 所 ・ 居 所</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（フリガナ） 氏 名</td><td colspan="4"></td><td>電話 番 号</td><td colspan="3"></td></tr></table>										②	住 所 ・ 所 在 地 （ 納 税 地 ）	〒								③	（フリガナ） 氏 名 ・ 名 称					電話 番 号				④	法 人 番 号									⑤	人の代表者等 ⑤ 総代又は法人代表者等	住 所 ・ 居 所										（フリガナ） 役職・氏名					電話 番 号				⑥	代 理 人	住 所 ・ 居 所										（フリガナ） 氏 名					電話 番 号				受付印 平成 年 月 日 税務署経由 国 税 局 審理課長（審理官） 酒 税 課 長 殿 事前照会者 <table><tr><td>②</td><td>住 所 ・ 所 在 地 （ 納 税 地 ）</td><td colspan="8">〒</td></tr><tr><td>③</td><td>（フリガナ） 氏 名 ・ 名 称</td><td colspan="4"></td><td>電話 番 号</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>④</td><td>人の代表者等 ④ 総代又は法人代表者等</td><td>住 所 ・ 居 所</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（フリガナ） 役職・氏名</td><td colspan="4"></td><td>電話 番 号</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>⑤</td><td>代 理 人</td><td>住 所 ・ 居 所</td><td colspan="7"></td></tr><tr><td></td><td></td><td>（フリガナ） 氏 名</td><td colspan="4"></td><td>電話 番 号</td><td colspan="3"></td></tr></table>										②	住 所 ・ 所 在 地 （ 納 税 地 ）	〒								③	（フリガナ） 氏 名 ・ 名 称					電話 番 号				④	人の代表者等 ④ 総代又は法人代表者等	住 所 ・ 居 所										（フリガナ） 役職・氏名					電話 番 号				⑤	代 理 人	住 所 ・ 居 所										（フリガナ） 氏 名					電話 番 号			
②	住 所 ・ 所 在 地 （ 納 税 地 ）	〒																																																																																																																																																							
③	（フリガナ） 氏 名 ・ 名 称					電話 番 号																																																																																																																																																			
④	法 人 番 号																																																																																																																																																								
⑤	人の代表者等 ⑤ 総代又は法人代表者等	住 所 ・ 居 所																																																																																																																																																							
		（フリガナ） 役職・氏名					電話 番 号																																																																																																																																																		
⑥	代 理 人	住 所 ・ 居 所																																																																																																																																																							
		（フリガナ） 氏 名					電話 番 号																																																																																																																																																		
②	住 所 ・ 所 在 地 （ 納 税 地 ）	〒																																																																																																																																																							
③	（フリガナ） 氏 名 ・ 名 称					電話 番 号																																																																																																																																																			
④	人の代表者等 ④ 総代又は法人代表者等	住 所 ・ 居 所																																																																																																																																																							
		（フリガナ） 役職・氏名					電話 番 号																																																																																																																																																		
⑤	代 理 人	住 所 ・ 居 所																																																																																																																																																							
		（フリガナ） 氏 名					電話 番 号																																																																																																																																																		
⑦ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。										⑥ 同意事項等 次の取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱い等について、次の「事前照会の趣旨」のとおりの見解で差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。 なお、この事前照会に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。 また、事前照会者は、他の納税者に対しても税法の適用等について予測可能性を与えるため、照会内容及び回答内容が一般に公表されること、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起った場合には事前照会者の責任において処理することに同意します。																																																																																																																																															
⑧ 事前照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容）										別紙 1－1 のとおり																																																																																																																																															
⑨ 事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）										別紙 1－2 のとおり																																																																																																																																															
⑩ ⑨の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由										別紙 1－3 のとおり																																																																																																																																															
⑪ 取引等に係る国税の申告期限等										年 月 日																																																																																																																																															
⑫ 関係する法令条項等																																																																																																																																																									
⑬ 添付書類										1 代理人による事前照会の場合は、その委任状 2 チェックシート（別紙 1－4） 3 照会の趣旨及びその理由等の照会事項に係る参考資料 []																																																																																																																																															
（注意事項） 1 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。 2 事前照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。 3 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。										（注意事項） 1 事前照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。 2 事前照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。 3 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。																																																																																																																																															

改正後	改正前
別紙 1－1 ⑧ 事前照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容）	別紙 1－1 ⑦ 事前照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容）

改正後	改正前
別紙 1 - 2 ⑨ 事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）	別紙 1 - 2 ⑨ 事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等）

改正後	改正前
別紙 1－3 ⑩ ⑨の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）	別紙 1－3 ⑨ ⑧の事実関係に対して事前照会者の求める見解となること理由（具体的な根拠となる事例、裁判例、学説及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解を含む。）

改正後	改正前																																																																																																																
別紙 1 - 4 チェックシート (取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用) このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。 確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。 <table><thead><tr><th>項</th><th>目</th><th>チェック欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)</td><td>事前照会者が行う取引等に係る照会である。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(2)</td><td>国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(3)</td><td>申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(4)</td><td>実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(5)</td><td>照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(6)</td><td>事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(7)</td><td>照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(8)</td><td>照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(9)</td><td>照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(10)</td><td>調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(11)</td><td>取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(12)</td><td>個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(13)</td><td>事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(14)</td><td>事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(15)</td><td>事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(16)</td><td>一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr></tbody></table> (注) このチェックシートの全ての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります（詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。）。 <table><tr><td rowspan="2">事前照会者</td><td>住所又は所在地</td><td></td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr></table>	項	目	チェック欄	(1)	事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ	(2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ	(3)	申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ	(4)	実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ	(5)	照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。	はい・いいえ	(6)	事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ	(7)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ	(8)	照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ	(9)	照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ	(10)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ	(11)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ	(12)	個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ	(13)	事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ	(14)	事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ	(15)	事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ	(16)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ	事前照会者	住所又は所在地		氏名又は名称		別紙 1 - 4 チェックシート (取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会用) このチェックシートは、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。 確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。 <table><thead><tr><th>項</th><th>目</th><th>チェック欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)</td><td>事前照会者が行う取引等に係る照会である。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(2)</td><td>国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(3)</td><td>申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(4)</td><td>実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(5)</td><td>照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(6)</td><td>事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(7)</td><td>照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(8)</td><td>照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(9)</td><td>照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(10)</td><td>調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(11)</td><td>取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(12)</td><td>個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(13)</td><td>事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(14)</td><td>事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(15)</td><td>事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr><tr><td>(16)</td><td>一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。</td><td>はい・いいえ</td></tr></tbody></table> (注) このチェックシートの全ての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります（詳細につきましては、税務署等の窓口でご相談ください。）。 <table><tr><td rowspan="2">事前照会者</td><td>住所又は所在地</td><td></td></tr><tr><td>氏名又は名称</td><td>印</td></tr></table>	項	目	チェック欄	(1)	事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ	(2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ	(3)	申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ	(4)	実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ	(5)	照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。	はい・いいえ	(6)	事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ	(7)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ	(8)	照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ	(9)	照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ	(10)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ	(11)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ	(12)	個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ	(13)	事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ	(14)	事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ	(15)	事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ	(16)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ	事前照会者	住所又は所在地		氏名又は名称	印
項	目	チェック欄																																																																																																															
(1)	事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ																																																																																																															
(2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ																																																																																																															
(3)	申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ																																																																																																															
(4)	実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ																																																																																																															
(5)	照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。	はい・いいえ																																																																																																															
(6)	事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ																																																																																																															
(7)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ																																																																																																															
(8)	照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ																																																																																																															
(9)	照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ																																																																																																															
(10)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ																																																																																																															
(11)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ																																																																																																															
(12)	個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ																																																																																																															
(13)	事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ																																																																																																															
(14)	事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ																																																																																																															
(15)	事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ																																																																																																															
(16)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ																																																																																																															
事前照会者	住所又は所在地																																																																																																																
	氏名又は名称																																																																																																																
項	目	チェック欄																																																																																																															
(1)	事前照会者が行う取引等に係る照会である。	はい・いいえ																																																																																																															
(2)	国税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下同じ。）に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会である。	はい・いいえ																																																																																																															
(3)	申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会である。	はい・いいえ																																																																																																															
(4)	実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る照会である。	はい・いいえ																																																																																																															
(5)	照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではない。	はい・いいえ																																																																																																															
(6)	事前照会の申出の際に、審査に必要な資料を提出している。	はい・いいえ																																																																																																															
(7)	照会内容の審査に必要な追加的な資料や翻訳文の提出に同意する。	はい・いいえ																																																																																																															
(8)	照会内容及び回答内容が公表されることに同意する。	はい・いいえ																																																																																																															
(9)	照会内容及び回答内容が公表されることについて、取引等の関係者の了解を得ること、及び仮に取引等の関係者間で紛争が起こった場合には、事前照会者の責任において処理することに同意する。	はい・いいえ																																																																																																															
(10)	調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係る照会ではない。	はい・いいえ																																																																																																															
(11)	取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい・いいえ																																																																																																															
(12)	個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する照会ではない。	はい・いいえ																																																																																																															
(13)	事前照会に係る取引等は、法令等に抵触しない又は抵触のおそれがないものである。	はい・いいえ																																																																																																															
(14)	事前照会に係る取引等について、関係者間で紛争中ではない又は紛争のおそれがない。	はい・いいえ																																																																																																															
(15)	事前照会に係る取引等は、税の軽減を図ることを主要な目的として行われるものではない。	はい・いいえ																																																																																																															
(16)	一連の組み合わせられた取引等の一部のみの照会ではない。	はい・いいえ																																																																																																															
事前照会者	住所又は所在地																																																																																																																
	氏名又は名称	印																																																																																																															

改正後	改正前
「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領 1・2 （省略） 3 「③ 氏名・名称」、<u>「④ 法人番号」</u>及び<u>「⑤ 総代又は法人の代表者等」</u> 事前照会者が個人である場合には、③欄に氏名を記載してください。なお、総代が互選されているときには、<u>⑤欄に総代の住所又は居所及び氏名を記載してください。</u> 事前照会者が法人や団体である場合には、③欄に名称、④欄に法人番号及び⑤欄に代表者等の住所又は居所並びに役職及び氏名を記載してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。 4 「<u>⑥ 代理人</u>」 税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載してください。 なお、代理人は、税理士法第2条に規定する「税理士業務」を行うことができる方になります。 5 「<u>⑦ 同意事項等</u>」 審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。 6 「<u>⑧ 事前照会の趣旨</u>」 個別の取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する事前照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。 また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑨及び⑩についても、同様です。）。	「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の記載要領 1・2 （省略） 3 「③ 氏名・名称」及び<u>「④ 総代又は法人の代表者等」</u> 事前照会者が個人である場合には、③欄に氏名を記載し、押印してください。なお、総代が互選されているときには、④欄に総代の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。 事前照会者が法人や団体である場合には、③欄に名称を、④欄に代表者等の住所又は居所並びに役職及び氏名を記載し、<u>代表者等の印を押</u>してください。なお、代表者等は、担当役員でも差し支えありません。 4 「<u>⑤ 代理人</u>」 税理士等の代理人を選任している場合には、その方の住所又は居所及び氏名を記載し、押印してください。 なお、代理人は、税理士法第2条に規定する「税理士業務」を行うことができる方になります。 5 「<u>⑥ 同意事項等</u>」 審査に必要な追加資料の提出や、照会内容・回答内容等の公表に関する同意事項をよくご確認ください。 6 「<u>⑦ 事前照会の趣旨</u>」 個別の取引等に係る税務上の取扱い等に関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載するとともに、その疑義に対する事前照会者の求める見解の内容を必ず記載してください。 また、この欄に書ききれない場合は、適宜、用紙を追加してその内容を記載し、添付してください（記載事項⑧及び⑨についても、同様です。）。

改正後	改正前
7 「<u>⑨</u> 事前照会に係る取引等の事実関係」 照会事項に係る当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。 8 「<u>⑩</u> <u>⑨</u>の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由」 <u>⑨</u>の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる事前照会者の求める見解となることの理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、かつ、明確に記載してください。 9 「<u>⑪</u> 取引等に係る国税の申告期限等」 <u>⑨</u>の取引等に係る国税の申告期限や納期限を記載してください。なお、回答がないことを理由に、これらの期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。 10 「<u>⑫</u> 関係する法令条項等」 <u>⑩</u>の見解となることの理由に関係する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。 11 「<u>⑬</u> 添付書類」 事前照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を()内に簡単に記載してください。 12 (省略)	7 「<u>⑧</u> 事前照会に係る取引等の事実関係」 照会事項に係る当事者の名称、取引等における権利・義務関係など、課税関係を判断する上で必要と考えられる事実関係を、できる限り具体的に記載してください。 8 「<u>⑨</u> <u>⑧</u>の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由」 <u>⑧</u>の事実関係に対して法令の適用又は先例の適用等からなる事前照会者の求める見解となることの理由を、根拠となる事例、裁判例、学説、及び既に公表されている弁護士、税理士、公認会計士等の見解の引用も含めて、具体的、かつ、明確に記載してください。 9 「<u>⑩</u> 取引等に係る国税の申告期限等」 <u>⑧</u>の取引等に係る国税の申告期限や納期限を記載してください。なお、回答がないことを理由に、これらの期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。 10 「<u>⑪</u> 関係する法令条項等」 <u>⑨</u>の見解となることの理由に関係する法令及び法令解釈通達等の条項等を記載してください。 11 「<u>⑫</u> 添付書類」 事前照会の趣旨及びその理由等の照会事項を説明するに当たり、関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を()内に簡単に記載してください。 12 (省略)

改正後												改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
別紙2												別紙2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
形式審査表												形式審査表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<table><thead><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">署</th><th colspan="2">作成年月日</th><th colspan="2">局担当者</th><th colspan="2">局</th><th colspan="2">課</th><th colspan="2">作成年月日</th></tr><tr><th colspan="2">署担当者</th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">事前照会者氏名(名称)</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">確認</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">補正状況</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">署</td><td colspan="2">局</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="6">記載事項</td><td>1</td><td colspan="4">事前照会者の住所・氏名の記載がある</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>2</td><td colspan="4">代理人・総代の委任状等の添付漏れはない</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>3</td><td colspan="4">事前照会の趣旨は明らかである</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>4</td><td colspan="4">取引等の事実関係は明らかである</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>5</td><td colspan="4">求める見解の理由は明らかである</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>6</td><td colspan="4">提出資料の漏れはない</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="6">要件事項</td><td>7</td><td colspan="4">他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>8</td><td colspan="4">申告期限前の事前照会である</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>9</td><td colspan="4">事前照会者が実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等である</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>10</td><td colspan="4">調査等の手続に係るものではない</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>11</td><td colspan="4">既に取扱い等が明らかにされているものではない</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>12</td><td colspan="4">個々の財産の評価等に関するものではない</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="4">簡易補正</td><td colspan="2">求めた方法</td><td colspan="2">求めた年月日</td><td colspan="4">求めた事項</td><td colspan="4">担当者</td></tr><tr><td colspan="2">面接・電話・文書</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="2">面接・電話・文書</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="2">面接・電話・文書</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="12">その他連絡事項</td><td colspan="12"></td></tr></tbody></table>														署		作成年月日		局担当者		局		課		作成年月日		署担当者														事前照会者氏名(名称)						確認				補正状況										署		局						記載事項	1	事前照会者の住所・氏名の記載がある				適・不適	適・不適	・ ・						2	代理人・総代の委任状等の添付漏れはない				適・不適	適・不適	・ ・						3	事前照会の趣旨は明らかである				適・不適	適・不適	・ ・						4	取引等の事実関係は明らかである				適・不適	適・不適	・ ・						5	求める見解の理由は明らかである				適・不適	適・不適	・ ・						6	提出資料の漏れはない				適・不適	適・不適	・ ・						要件事項	7	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない				適・不適	適・不適							8	申告期限前の事前照会である				適・不適	適・不適							9	事前照会者が実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等である				適・不適	適・不適							10	調査等の手続に係るものではない				適・不適	適・不適							11	既に取扱い等が明らかにされているものではない				適・不適	適・不適							12	個々の財産の評価等に関するものではない				適・不適	適・不適							簡易補正	求めた方法		求めた年月日		求めた事項				担当者				面接・電話・文書		・ ・										面接・電話・文書		・ ・										面接・電話・文書		・ ・										その他連絡事項																								<table><thead><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">署</th><th colspan="2">作成年月日</th><th colspan="2">局担当者</th><th colspan="2">局</th><th colspan="2">課</th><th colspan="2">作成年月日</th></tr><tr><th colspan="2">署担当者</th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th><th colspan="2"></th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">事前照会者氏名(名称)</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">確認</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">補正状況</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">署</td><td colspan="2">局</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="6">記載事項</td><td>1</td><td colspan="4">事前照会者の住所・氏名の記載がある</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>2</td><td colspan="4">押印漏れはない</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>3</td><td colspan="4">代理人・総代の委任状等の添付漏れはない</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>4</td><td colspan="4">事前照会の趣旨は明らかである</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>5</td><td colspan="4">取引等の事実関係は明らかである</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>6</td><td colspan="4">求める見解の理由は明らかである</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="6">要件事項</td><td>7</td><td colspan="4">提出資料の漏れはない</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>8</td><td colspan="4">他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>9</td><td colspan="4">申告期限前の事前照会である</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>10</td><td colspan="4">事前照会者が実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等である</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>11</td><td colspan="4">調査等の手続に係るものではない</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>12</td><td colspan="4">既に取扱い等が明らかにされているものではない</td><td>適・不適</td><td>適・不適</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="2">簡易補正</td><td colspan="2">求めた方法</td><td colspan="2">求めた年月日</td><td colspan="4">求めた事項</td><td colspan="4">担当者</td></tr><tr><td colspan="2">面接・電話・文書</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td rowspan="2">簡易補正</td><td colspan="2">面接・電話・文書</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="2">面接・電話・文書</td><td colspan="2">・ ・</td><td colspan="4"></td><td colspan="4"></td></tr><tr><td colspan="12">その他連絡事項</td><td colspan="12"></td></tr></tbody></table>														署		作成年月日		局担当者		局		課		作成年月日		署担当者														事前照会者氏名(名称)						確認				補正状況										署		局						記載事項	1	事前照会者の住所・氏名の記載がある				適・不適	適・不適	・ ・						2	押印漏れはない				適・不適	適・不適	・ ・						3	代理人・総代の委任状等の添付漏れはない				適・不適	適・不適	・ ・						4	事前照会の趣旨は明らかである				適・不適	適・不適	・ ・						5	取引等の事実関係は明らかである				適・不適	適・不適	・ ・						6	求める見解の理由は明らかである				適・不適	適・不適	・ ・						要件事項	7	提出資料の漏れはない				適・不適	適・不適	・ ・						8	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない				適・不適	適・不適							9	申告期限前の事前照会である				適・不適	適・不適							10	事前照会者が実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等である				適・不適	適・不適							11	調査等の手続に係るものではない				適・不適	適・不適							12	既に取扱い等が明らかにされているものではない				適・不適	適・不適							簡易補正	求めた方法		求めた年月日		求めた事項				担当者				面接・電話・文書		・ ・										簡易補正	面接・電話・文書		・ ・										面接・電話・文書		・ ・										その他連絡事項																							
		署		作成年月日		局担当者		局		課		作成年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
署担当者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事前照会者氏名(名称)						確認				補正状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						署		局																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
記載事項	1	事前照会者の住所・氏名の記載がある				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	2	代理人・総代の委任状等の添付漏れはない				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	3	事前照会の趣旨は明らかである				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	4	取引等の事実関係は明らかである				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	5	求める見解の理由は明らかである				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6	提出資料の漏れはない				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
要件事項	7	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない				適・不適	適・不適																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	8	申告期限前の事前照会である				適・不適	適・不適																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	9	事前照会者が実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等である				適・不適	適・不適																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	10	調査等の手続に係るものではない				適・不適	適・不適																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	11	既に取扱い等が明らかにされているものではない				適・不適	適・不適																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	12	個々の財産の評価等に関するものではない				適・不適	適・不適																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
簡易補正	求めた方法		求めた年月日		求めた事項				担当者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	面接・電話・文書		・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	面接・電話・文書		・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	面接・電話・文書		・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
その他連絡事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		署		作成年月日		局担当者		局		課		作成年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
署担当者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事前照会者氏名(名称)						確認				補正状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
						署		局																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
記載事項	1	事前照会者の住所・氏名の記載がある				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	2	押印漏れはない				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	3	代理人・総代の委任状等の添付漏れはない				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	4	事前照会の趣旨は明らかである				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	5	取引等の事実関係は明らかである				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	6	求める見解の理由は明らかである				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
要件事項	7	提出資料の漏れはない				適・不適	適・不適	・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	8	他の事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではない				適・不適	適・不適																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	9	申告期限前の事前照会である				適・不適	適・不適																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	10	事前照会者が実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等である				適・不適	適・不適																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	11	調査等の手続に係るものではない				適・不適	適・不適																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	12	既に取扱い等が明らかにされているものではない				適・不適	適・不適																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
簡易補正	求めた方法		求めた年月日		求めた事項				担当者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	面接・電話・文書		・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
簡易補正	面接・電話・文書		・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	面接・電話・文書		・ ・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
その他連絡事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

改 正 後	改 正 前
〔形式審査表の記載要領〕 1～3 （省略） 4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。 (1) 「<u>7</u>」欄……税法上の承認申請(措置法 40 条事案等)等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。 (2) 「<u>8</u>」欄……申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の事前照会であること。 (3) 「<u>9</u>」欄……事前照会者自身により実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であって、照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではないこと。 (4) 「<u>10</u>」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に係る事前照会でないこと。 (5) 「<u>11</u>」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと。 (6) 「<u>12</u>」欄……個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと。 (7) 「<u>13</u>」欄……次のような性質を有するものでないこと。 イ～ヌ （省略） 5・6 （省略）	〔形式審査表の記載要領〕 1～3 （省略） 4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。 (1) 「<u>8</u>」欄……税法上の承認申請(措置法 40 条事案等)等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。 (2) 「<u>9</u>」欄……申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の事前照会であること。 (3) 「<u>10</u>」欄……事前照会者自身により実際に行われた取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であって、照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではないこと。 (4) 「<u>11</u>」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に係る事前照会でないこと。 (5) 「<u>12</u>」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと。 (6) 「<u>13</u>」欄……個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと。 (8) 「<u>14</u>」欄……次のような性質を有するものでないこと。 イ～ヌ （省略） 5・6 （省略）

改 正 後	改 正 前
別紙 4 (文 書 番 号) 金和 年 月 日 〒□□□-□□□□ (住所・所在地) (氏名・名称) _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ ㊟ _____ について (金 . . . 付照会に対する回答) (文案の例示) 標題のことについては、御照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 御照会にかかる事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。	別紙 4 (文 書 番 号) 平成 年 月 日 〒□□□-□□□□ (住所・所在地) (氏名・名称) _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ ㊟ _____ について (平 . . . 付照会に対する回答) (文案の例示) 標題のことについては、<u>ご</u>照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) <u>ご</u>照会にかかる事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。

改正後	改正前
別紙 5 (文 書 番 号) 令和 年 月 日 〒□□□-□□□□ (住所・所在地) (氏名・名称) _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ ㊟ _____ について (金 . . . 付照会に対する回答) (文案の例示) 標題のことについては、下記の理由から、貴見のとおり取り扱われるとは限りません。 なお、この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではないことを申し添えます。 記 (理由)	別紙 5 (文 書 番 号) 平成 年 月 日 〒□□□-□□□□ (住所・所在地) (氏名・名称) _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ ㊟ _____ について (平 . . . 付照会に対する回答) (文案の例示) 標題のことについては、下記の理由から、貴見のとおり取り扱われるとは限りません。 なお、この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではないことを申し添えます。 記 (理由)

改 正 後	改 正 前
別紙 6 (文 書 番 号) 金 和 年 月 日 〒□□□-□□□□ (住所・所在地) (氏名・名称) _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ 印 _____ について (金 . . . 付照会に対する回答) (文案の例示) 標題のことについては、<u>御</u>照会に係る事実関係を前提とする限り、別添資料の回答内容と同様の取扱いとなります。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) <u>御</u>照会にかかる事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。	別紙 6 (文 書 番 号) 平 成 年 月 日 〒□□□-□□□□ (住所・所在地) (氏名・名称) _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ 印 _____ について (平 . . . 付照会に対する回答) (文案の例示) 標題のことについては、<u>ご</u>照会に係る事実関係を前提とする限り、別添資料の回答内容と同様の取扱いとなります。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) <u>ご</u>照会にかかる事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) この回答内容は 国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。

改正後	改正前
別紙 7 (文 書 番 号) 令和 年 月 日 〒□□□-□□□□ (住所・所在地) (氏名・名称) _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ 印 文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ（通知） （文案の例示） 事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。 しかしながら、令和 年 月 日に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前照会には当たりませんので、お知らせします。 記 （理由）	別紙 7 (文 書 番 号) 平成 年 月 日 〒□□□-□□□□ (住所・所在地) (氏名・名称) _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ 印 文書回答の対象となる事前照会に当たらない旨のお知らせ（通知） （文案の例示） 事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。 しかしながら、平成 年 月 日に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前照会には当たりませんので、お知らせします。 記 （理由）

改正後	改正前
別紙 8 (文 書 番 号) 令和 年 月 日 〒□□□-□□□□ (住所・所在地) (氏名・名称) _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ ⑩ 事前照会に対する文書回答の対象となくなった旨のお知らせ（通知） (文案の例示) 事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する申告期限等前の取引等に係る事前照会を対象として行うこととしています。 しかしながら、令和 年 月 日に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となくなりましたので、お知らせします。 記 (理由)	別紙 8 (文 書 番 号) 平成 年 月 日 〒□□□-□□□□ (住所・所在地) (氏名・名称) _____ 殿 _____ 国税局 審理課長 _____ ⑩ 事前照会に対する文書回答の対象となくなった旨のお知らせ（通知） (文案の例示) 事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する申告期限等前の取引等に係る事前照会を対象として行うこととしています。 しかしながら、平成 年 月 日に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象となくなりましたので、お知らせします。 記 (理由)